

第3次光市健康づくり推進計画策定方針

1 計画策定の趣旨

本市では、国や県の動向を踏まえたうえで、一人ひとりの市民が取り組むべき健康の増進に関する取組と、生命の維持と健康な生活を営むための基礎ともなる食に関する取組を一体的に推進することを目的とした「第2次光市健康づくり推進計画（第2次光市健康増進計画及び第2次光市食育推進計画）」を平成28年3月に策定し、総合的な健康づくり施策を展開しています。

一方で、「健康寿命の延伸」に向けた取組については、心と体の健康と食、歯科口腔保健は緊密かつ不可分な関係にあることを踏まえ、地域社会と行政の更なる協働など、社会全体で市民一人ひとりの健康づくりの推進を支援していく環境整備が求められています。

こうした状況を踏まえ、国においては、令和6年度からの「二十一世紀における第三次健康づくり運動(健康日本21(第3次))」の新たな基本方針として、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開とより実効性をもつ取組の推進という方針のもと、国民の健康の増進の総合的な推進を図ることとしています。

また、令和4年度からの第4次食育推進基本計画においては、基本的な方針として、持続可能な社会の実現に向け、食育を推進することで、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことに資するとともに、国民の食生活が自然の恩恵の上に成り立ち、食に関わる人々の様々な行動に支えられていることへの感謝の念や理解を深めることにつながる取組を推進することとしています。

県においては、第3次健康やまぐち21計画の基本目標に「県民誰もが健やかで心豊かに暮らせる「健康やまぐち」の実現」を掲げ、個人の行動と健康状態の改善や、社会環境の質の向上などを推進することとしています。

こうした中、現行計画は令和7年度に計画期間の満了を迎えることから、すべての市民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向けて、第3次光市総合計画を上位計画とし、国や県の施策の方向性との整合性を図りながら、20年後のまちの姿である「ゆたかな社会」を見据え、市民の健康づくりを推進するために「第3次光市健康づくり推進計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づく、「市町村健康増進計画」及び食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項の規定に基づく、「市町村食育推進計画」を一体的に策定するものです。

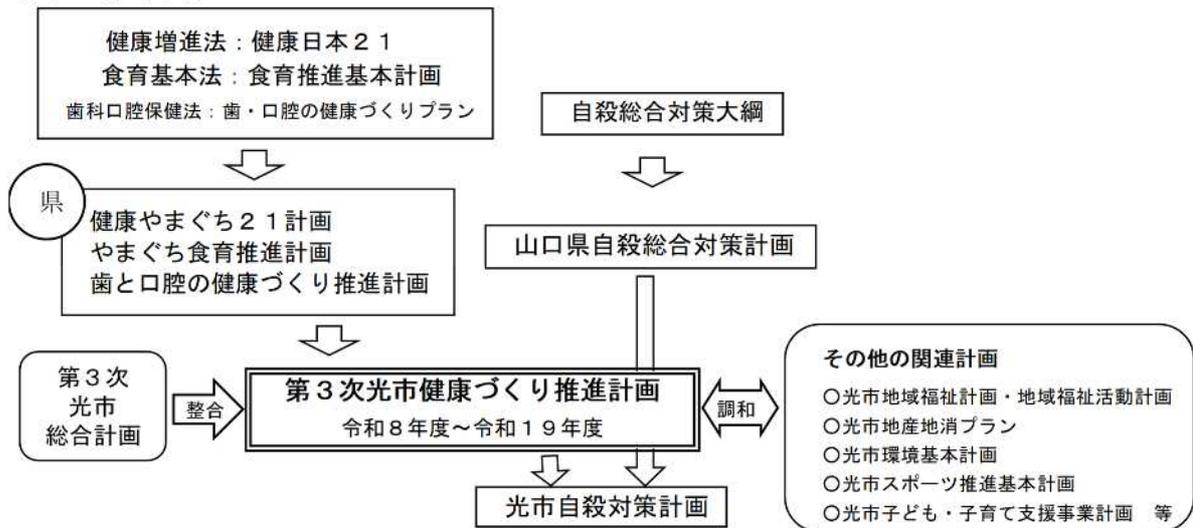
また、歯科口腔保健法（平成23年法律第95号）に基づく、歯科保健事業も内包します。

なお、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づく「光市自殺対策計画」と光市健康づくり推進計画における「なごむ（こころの健康、休息）」は関係性が高く、連携して推進していますが、自殺は精神保健上の問題だけでなく、社会的要因もあり、総合的に自殺対策を進めるためには地域の多様な関係者の連携と協力のもとに地域の特性に応じた実効性の高い施策を推

進する必要があるため、別計画とします。ただし、光市自殺対策計画は令和6年度に終期を迎えますが、光市健康づくり推進計画との計画期間の整合性を図るため、計画期間を1年延長するとともに、第2次光市自殺対策計画についても6年計画とし、計画の見直し期間を合わせることにします。

第3次光市総合計画を上位計画とし、本市の保健・医療及び福祉分野やスポーツ分野の計画などの関連する計画との調和に留意して策定するものです。

〈計画の体系図〉



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度を初年度とし、令和19年度までの12年間です。

中間年となる令和13年度に中間評価を行うとともに、計画開始後10年の令和17年度を目途に最終評価を行います。

なお、市民ニーズや制度の変革、社会経済情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを検討します。

※国の関連する計画（医療計画、医療費適正化計画、介護保険事業（支援）計画等）と計画期間を合わせることで、各種取組の健康増進への効果を短期間で測ることは難しく、評価を行うには一定の期間を要すること等を踏まえて国や県の動向に合わせ、本市の計画も令和8年から令和19年までの12年計画とします。

〈計画策定のスケジュール〉



4 計画のポイント・考え方

(1) 基本理念の継続を基本に検討

第2次光市健康づくり推進計画では基本理念を「健康寿命の延伸で豊かな人生を」としています。国の二十一世紀における第三次健康づくり運動(健康日本21(第3次))でも基本的な方向性として『健康寿命の延伸と健康格差の縮小』を掲げており、その方向性を踏襲し、現計画の基本理念の継続を基本とした検討を進めます。

(2) ライフコースアプローチの考え方を導入

社会がより多様化することや、人生100年時代が到来することを踏まえると、集団・個人の特性をより重視しつつ健康づくりを行うことが重要とされています。

また、現在の健康状態は、これまでの自らの生活習慣や社会環境等の影響を受ける可能性があることや、次世代の健康にも影響を及ぼす可能性も考えられます。

こうしたことから、胎児期から高齢期に至るまで、人の生涯を経時的に捉えた健康づくり(=ライフコースアプローチ)の観点を新たに導入します。

5 計画の構成

(1) 総論

計画策定の趣旨や位置づけ、光市の概況として、健康寿命、健康(食、心、運動)、歯の統計データや市民アンケート、国保データ等から光市の状況を確認し、それらから第2次光市健康づくり推進計画の成果と課題を整理します。

また、国の二十一世紀における第三次健康づくり運動(健康日本21(第3次))及び県の第3次健康やまぐち21計画を踏襲して、基本理念、基本目標等を整理します。

(2) 各論

国の二十一世紀における第三次健康づくり運動(健康日本21(第3次))の示す3つの基本目標を再整理するとともに、光市総合計画と整合性を図り、本市の健康と食育、歯科口腔保健を取り巻く現状と課題、施策の方向性、事業の展開例を掲載します。

6 計画の策定体制

(1) 市民アンケート(令和6年度に1回実施)

【健康・食育等に関する市民アンケート】

市民の健康状態や生活習慣、食育や歯科保健に関する意識や実態及び計画の推進状況を把握するため、また令和2年度に実施した中間評価等との比較等を行うため、光市「健康・食育等に関する市民アンケート」調査を実施します。

ア 成人アンケート

- ・対象：20歳以上の市民1,800名(10歳刻み6階層・各300人)
- ・抽出方法：住民基本台帳から無作為抽出
- ・調査方法：郵送による配布・回収(回収率50%見込)
- ・調査時期：令和6年8月(調査期間2週間程度)

イ 児童生徒アンケート(小学生用・中高生用)

- ・対象：780名(内訳)市内小学校の小学3・6年生350名、市内中学校の中学3年生205名、市内高等学校2年生225名

・方法：各学校を通じて実施（回収率100%見込）

・調査時期：令和6年9月

(2) 光市健康づくり推進計画市民協議会

健康づくりに関係する団体の代表者及び公募委員23名からなる「光市健康づくり推進計画市民協議会」を令和6・7年度は2回、令和8年度以降は各年度1回以上開催予定です。

(3) ワークショップ

健康づくり推進に関する市民からの意見・要望等を収集し、第3次光市健康づくり推進計画策定に反映するため、「ワークショップ」を思春期から高齢期の各年代を対象として実施予定です。

(4) 光市健康づくり推進計画庁内会議

令和6・7年度に2回ずつ、令和8年度以降は各年度1回以上開催予定です。

(5) パブリックコメント

市民からの意見や要望を収集するために令和7年10月に実施予定です。

(6) 市議会への上程

(7) 第3次計画の周知

令和8年度に概要版の市広報折込及び県内市町及び関係各所への計画書を送付予定です。

7 策定スケジュール

〈令和6年度〉

令和6年	6月	庁内会議（1回目）策定方針・アンケート
	7月	市民協議会（1回目）策定方針・アンケート
	8月	市民アンケート（20歳以上1800人）実施
	9月	市民アンケート（児童350人、生徒430人）実施
	10月	ワークショップ開催
	11月	庁内会議（2回目）、市民協議会（2回目）
令和7年	2月	市民協議会 公募委員募集

〈令和7年度〉

令和7年	4月	市民協議会委員委嘱
	6月	庁内会議（1回目）、市民協議会（1回目）計画素案協議
	9月	庁内会議（2回目）、市民協議会（2回目）
	10月	パブリックコメント実施
令和8年	3月	計画策定